

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

かいてき便り

INDEX

○お知らせ

- ・令和3年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください。
- ・介護現場におけるハラスメント対策事業について
- ・「介護サービス情報の公表」に係る報告（調査票の提出）のお願い
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- ・車いすの使い方についてのDVD・テキストを製作いたしました！
- ・福祉用具専門相談員指定講習会を開催します！
- ・R4年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・施設職員向け福祉用具講習会（個別施設向け講習会）の申込期日を延長しました。
- ・東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業
- ①事業拡充のお知らせ ②【(ア)福祉避難所】事業計画書募集のご案内
- ・「社会保険労務士による介護職員処遇改善加算等の取得支援」のご案内
- ・「日本版 BPSD ケアプログラム」アドミニストレーター研修の御案内

令和4年7月1日発行 第216号

お知らせ

○令和3年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください。

令和3年度に加算の算定をした全ての法人(事業者)について、加算金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は令和4年8月1日(月曜日)です。

実績報告書の様式、記入例などについては、下記ホームページをご覧ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu/R3_shoguu.html

【留意点】

- ・「介護保険最新情報 vol.1075(令和4年5月16日)」により令和3年度の実績報告書様式に改正がありました。提出にあたっては、上記のホームページから最新の様式をダウンロードした上で、作成・提出をお願いいたします。
- ・加算対象事業所が地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業のみである場合は、提出先が東京都ではなく、区市町村となります。詳細は、区市町村へご確認ください。

【処遇改善加算お問合せ専用電話】

介護保険課介護職員処遇改善加算担当 TEL03-5320-4305・4343（直通）

※受付時間：平日9時00分～17時30分（12時00分～13時00分を除く）

【質問フォーム】

上記のホームページに質問フォームを設けております。お問い合わせの際にはご利用ください。

○介護現場におけるハラスメント対策事業について

お知らせ

東京都では、昨年度に引き続き介護現場における利用者・ご家族等からのハラスメントについて、(1) 介護事業所の管理者等、(2) 介護職員の方を対象とした相談窓口を設置いたしましたので、ご活用ください。(本事業は東京都より社会福祉法人東京都社会福祉協議会に事務を委託して実施しております。)

(1) 介護事業所の管理者等からの相談(メールまたはオンラインによる法律相談)

- ・相談できる方 都内に所在する介護サービス事業所・施設の管理者等
- ・相談員 弁護士
- ・相談料無料／秘密厳守
- ・相談方法 メールまたはオンライン

<メールの場合>

相談票に相談内容を記入して、下記の相談専用メールに相談票を添付して送信ください。

相談専用メールアドレス: kaigo-harassment@tcsw.tvac.or.jp

相談票: 相談票は下記の HP よりダウンロードしてください。

HP: <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kaigo-harassment.html>

* 通常、土日祝日・年末年始を除き、数日以内にご回答しておりますが、相談内容によってはご回答までに1週間前後かかることがあります。

<オンラインの場合>

令和4年度のオンライン(Zoom)によるご相談は月2回の開催を予定しています。(1件45分以内)

相談実施日については、上記 HP からご確認いただけます。

受付は先着順になります。**相談日の1週間前までに**下記予約電話番号にご連絡いただき、予約をお願いします。

予約電話番号 **03-3268-7192**

なお、相談を効率的に進めるため、相談内容の詳細を相談票(メール相談と同じもの)に記入の上、**相談日の4日前までに**ご提出ください。また、相談票以外にも、状況や経過がわかる資料等のご提供をお願いする場合があります。

注意事項(メール相談・オンライン相談共通)

- * ご相談は原則、1回といたします。
- * 当窓口における回答は解決に向けたアドバイスとなります。最終的な意思決定、判断は相談者ご自身でお願いします。相談に対する回答により生じた事象については、責任を負いかねます。

※相談内容によっては、他機関等をご案内させていただく場合があります。

※厚生労働省の「管理者のための研修の手引き」では、下記はハラスメントではないとされています。

- 1 認知症等の病気または障害の症状として現れた言動(BPSD等)
- 2 利用料金の滞納
- 3 苦情の申し立て

(2) 介護職員からの相談(電話相談)

- ・相談できる方 東京都や都内区市町村から介護保険事業所として指定を受けている
介護サービス事業所・施設に勤務する介護職員

- ・相談員 介護現場に詳しい相談員がお電話でお悩みをお聞きします。
- ・相談料無料／秘密厳守
- ・相談受付時間 平日 10 時～17 時 30 分(12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)
- ・相談方法 電話 03-6265-6161

※本相談窓口において、当事者間の調停や関係者への具体的な措置は行えませんので、ご承知おきください。

詳細につきましては、以下の HP からご覧いただけます。

<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/activity/kaigo-harassment.html>



○「介護サービス情報の公表」に係る報告(調査票の提出)のお願い

「介護サービス情報の公表」制度では、新規事業所及び前年度介護報酬実績額(消費税・利用者負担額を含む)が 100 万円を超える既存事業所については、毎年1回、介護サービス情報を都道府県知事に報告することが義務付けられています(介護保険法第 115 条の 35)。

この度、東京都では、介護保険法施行令第37条の2の3第1項等に基づき、「令和4年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定いたしました。

これに基づき、東京都指定情報公表センターより報告対象事業所へ、6月29日付で「計画実施通知書」を送付しております。

つきましては、東京都指定情報公表センターより順次送付される「提出依頼通知」に基づき、各期限までに「介護サービス情報報告システム」による報告をお願いいたします。

なお、今年度、訪問調査の対象事業所におかれましては、調査実施に御協力をお願いいたします。

調査票	基本情報	運営情報
既存事業所	必須	必須
新規事業所	必須	—

※「事業所の特色」について

平成 24 年度の情報公表システムの見直しにより、従業員や利用者の特色に関する情報、定員の空き状況、写真や動画等を公表できる枠組みがあります。公表している内容については随時更新が可能ですので、ご活用いただけますようお願いいたします。

【報告方法及び公表内容のお問い合わせ先】

指定情報公表センター TEL03-3344-8630

【本制度のお問い合わせ先】

介護保険課介護保険担当 TEL03-5320-4291

○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2022年4月1日から2023年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB(下記)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無 料

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
その他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2022年4月1日から2023年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/kourei.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール：Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

* この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております *

* 新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、講座を開催しています *

○ 車いすの使い方についてのDVD・テキストを製作いたしました！

お知らせ

東京都福祉保健財団では、車いすの使い方についての教材を製作いたしました。DVD・テキストともに**無料**です。介護施設の新人職員研修などに、ぜひご活用ください。皆様のお申し込みをお待ちしております。

1 内容

(1)DVD「動画で学ぶ福祉用具の使い方 ー車いすー」

約 30 分間の動画となっており、車いすの基本的な介助方法から、座位姿勢、車いすの日々のメンテナンス方法まで幅広く学ぶことができます。

(2)テキスト「テキストで学ぶ福祉用具の使い方 ー車いすー」

約 40 ページの冊子(A5 サイズ)で、DVD と併用することにより学習効果をさらに高めることができます。コラムなど、DVD では紹介しきれなかった情報が満載です。

2 お申し込みから教材到着までの流れ

- (1)財団ホームページから「チラシ兼申込書」をダウンロードの上、必要事項を記入
- (2)記入済みの「チラシ兼申込書」をメールにて送付
- (3)財団受理後、希望する教材をご郵送(送料財団負担)
- (4)教材が郵送で届く ※ご視聴後のアンケートにご協力願います。

3 申込期間

令和4年7月31日(日)まで

※数に限りがございますので、無くなり次第受付終了となります。(先着順)

4 紹介動画

YouTube にて、DVD の紹介動画(ショート Ver)を公開しております。

以下の URL よりご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=ih0fDSNs3SM>

5 お問い合わせ先

福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話: 03-3344-8514

申込書及び詳細はこちら↓

<https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/>

○福祉用具専門相談員指定講習会を開催します！

お知らせ

「福祉用具専門相談員」の資格取得のための講習会を開催します。

受講を希望される方は下記の申込方法をご確認の上、**公益財団法人東京都福祉保健財団**までお申し込みください。

※福祉用具専門相談員とは？

- ・福祉用具貸与・販売事業所に2名以上の配置が義務付けられている。
- ・福祉用具の選定・適合支援、点検、相談などの業務を行う。

1、内容

(1)50時間のカリキュラムを全て受講

経験豊かな講師陣による「介護保険制度」や「福祉用具専門相談員の役割」、「福祉用具に関する知識・技術」などの座学・実技講義を受講できます。

(2)修了評価

講習会最終日に修了評価(筆記により実施。実施時間1時間。)を行います。

(3)修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付

修了評価により必要な知識・技術等の習得が十分であると認定された方に対し、「福祉用具専門相談員」としての資格証明書を交付します。

※カリキュラム等の詳細は、東京都福祉保健財団HP(下記URL参照)をご確認ください。

2、受講対象

特別な受講資格等は必要ありません。

福祉用具専門相談員として従事することを希望する方

福祉用具を詳しく学びたい方

福祉分野への就職を希望される方・・・など、どなたでも受講できます。

3、講習日程

令和4年8月17日(水)から19日(金)及び、22日(月)から26日(金)まで <全8日間>

9時30分～17時45分(初日9時15分からオリエンテーション)

※終了時間は日によって多少異なります。

4、講習会場

公益財団法人東京都福祉保健財団 多目的室1

(東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 19 階)

5、定員

60名(先着順)

6、受講料

33,000円(テキスト代含む)

7、申込期間

令和4年8月3日(水)まで

8、申込手順

財団 HP (https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_shitei/) より「研修予約システム」にアクセスの上、必要事項をご入力ください。

【お問い合わせ】

公益財団法人東京都福祉保健財団

福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当 電話03-3344-8514

○ R4年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和4年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<R4年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	9月30日(金)必着 ただし、 <u>上記締切日を過ぎた後に受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合等は、入学試験日の前月10日までに</u> 、都担当者まで連絡の上、申請すること。
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	<u>6月以降新規開設したステーション等は、事務職員を雇用しようとする月の前月10日までに</u> 、都担当者まで連絡の上、申請すること。
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	<u>6月以降新規開設したステーション等は、研修を始めようとする月の前月10日までに</u> 、都担当者まで連絡の上、申請すること。
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	<u>6月以降に看護職員が産休等で休業することになったステーション等は、代替職員を任用しようとする月の前月10日までに</u> 、都担当者まで連絡の上、申請すること。
	(4) 新任訪問看護師(★)育成支援事業 ※補助金を活用するためには、管理者指導者育成研修の「育成定着推進コース」の修了が要件です。 ★ <u>新卒に限らず</u> 、訪問看護が未経験であれば対象です。	今年度受付終了しました。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	各教育ステーションへ直接申込ください
	「東京都訪問看護教育ステーション事業」 訪問看護ステーション新任訪問看護師交流会の開催 このたび、東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの新任訪問看護師の方を対象とした交流会を開催しますので、是非ご参加	

ください。
【対象】新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師
【内容】新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。
【参加費】 無料
【お申込み方法】「申込書」に必要事項をご記入の上、下記交流会実施教育ステーションへ直接お申込みください。

第1回(実施者:訪問看護ステーション みけ)
【日時】令和4年8月26日(金) 午後6時から午後7時30分まで
【テーマ】いまさら聞けない！～今、地震がおきたらあなたは何をすべき？～
【実施方法】ハイブリット方式:オンライン参加+会場(訪問看護ステーションみけ:10名まで)
【申込締切】8月23日(火)
【申込先】info@fresca-mike.com

上記のほか、令和5年2月までに3回予定しています。

令和5年2月までに4回予定しています。

詳細は、決定次第、以下東京都ホームページ等でご案内します。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouikukouryukai.html>

<p>管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。</p>	<p>(1)【新規】育成定着推進コース 今年度受付終了しました。 (2)その他コース 11月～12月頃実施予定 詳細は別途各ステーションへご案内いたします</p>
<p>訪問看護オンデマンド研修事業</p>	<p>★令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修を、訪問看護職等に向けて、スキルアップのためにご活用いただくことを目的とし、動画公開しております。 以下リンク先からご活用ください※ https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE ※本事業は、訪問看護職等に向けて、スキルアップのためにご活用いただくことを目的としております。上記リンクを関係者以外に広く共有することはお控えください。</p>
<p>訪問看護人材確保事業</p>	<p>詳細は別途ご案内いたします</p>

※10日が、土曜日、日曜日、国民の祝日等の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日までとします。
 また、申込状況に応じて最終期限を設ける予定です。

【ホームページ】 東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
[\(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/\)](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/)

【お問合せ先】

 東京都訪問看護推進総合事業

○施設職員向け福祉用具講習会(個別施設向け講習会)の申込期日を延長しました。

1 講習内容

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等が抱える福祉用具に係る課題に関するテーマについて、施設と財団が協議して決定します。テーマによってはお応えできない場合がございます。

* 下記のような施設におすすめです。

- ・福祉用具を有効に活用して、職員の腰痛予防など負担を軽減し、より効率的で質の高いケアを行いたい施設
- ・新人職員など、福祉用具に不慣れな職員がいる施設
- ・福祉用具は使用しているが、改めて福祉用具の正しい使い方を確認したい施設

* 過去の講習会テーマ一例

- ・「腰痛予防の介護」～スライディングボード・スライディングシート移乗の介助～
- ・「褥瘡(床ずれ)の予防」～体位変換の方法～
- ・「姿勢保持・移乗用具」～車いすシーティング～

* 受講料は無料です。

2 講習日時

開催日時については御相談の上決定。1回につき1～2時間とします。

3 講師

決定した講習テーマに合った講師を財団が選定し、施設へ出張または講義教材を作成いたします。

4 受講者数

講習テーマに応じて施設と協議の上、決定します。

5 実施形式について

今年度は、『出張型』と『教材提供型』の2種から講習形式を選択可能です。

◎出張型:福祉用具を搬入する場合がございます。搬入する福祉用具に見合った会場を用意していただきます。

◎教材提供型:各施設に適した講習テーマで作成した実技を中心とした映像をお送りいたしますので、勉強会でお使いください。

※下記財団 HP の URL より、実施申込書をダウンロードし、必要事項記入後、専用アドレス宛お送りください。

HP URL: https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_shisetsu/

* 専用アドレス: yougumoushikomi@fukushizaidan.jp

6 申込期日

令和4年7月22日(金) * 申込期日を延長しました。

※申込施設が予定数に達した場合は、期日前に受付を終了する場合があります。

【お問合せ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

○東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業

お知らせ

①事業拡充のお知らせ ②【(ア)福祉避難所】事業計画書募集のご案内

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業は、都内に所在する介護保険サービスを提供する民間の事業所等に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境の実現と、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

本事業は、令和4年度より福祉避難所要件に該当しない事業所への支援を拡充しました！

	令和3年度
災害時対応要件	福祉避難所
助成事業所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等
助成上限戸数	定員に応じ最大 20 戸
助成率	7/8

福祉避難所要件を満たすことが難しかった

在宅系サービスの事業所にも支援を拡充

	令和4年度見直し後		
災害時対応要件	福祉避難所	区市町村との災害時協定 (安否確認、災害時のサービス提供等)	不要
申請区分	(ア)福祉避難所	(イ)災害時協定締結事業所	(ウ)災害要件なし事業所
助成対象事業所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等	訪問介護事業所 通所介護事業所 等	介護事業所
	助成金交付要綱第4条に定める介護保険サービス事業所		
助成上限戸数	利用定員数に応じ最大 20 戸		
助成率	7/8		1/2

現在、(ア)福祉避難所(新規法人)の事業計画書を受付中です。

本事業の申請にあたっては、東京都福祉保健財団のホームページにてご確認ください。

事業計画書受付期間 **6月1日～9月30日** (継続法人の受付は締め切りました)

※新規法人…令和2年度以降に助成実績がない法人

継続法人…令和2年度以降に助成を受けた法人

また、(イ)災害時協定締結事業所、(ウ)災害要件なし事業所については、11月1日より交付申請書の受付を開始します。(事業計画書の提出はありません。)

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舍借り上げ支援事業担当(介護)

TEL 03-3344-8548

ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

○「社会保険労務士による介護職員処遇改善加算等の取得支援」のご案内

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、「介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業」を実施しております。本事業では介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けた支援を行います。

現在、申込を受け付けておりますので、以下のとおりご案内させていただきます。

※現時点での予定です。今後、変更になる可能性がありますので、予めご承知おきください。

(1) 支援内容

「介護職員処遇改善加算のより上位の区分を取得したい」、「介護職員等特定処遇改善加算を取得したい」などといった都内介護サービス事業所向けに、電話により無料相談を開設しています。社会保険労務士が丁寧に加算取得のためのアドバイスを行いますので、お気軽にご連絡ください。

また、訪問による無料アドバイスも行っております。訪問による無料アドバイスは事前予約制となっております。まずは、電話にてご予約ください。

(2) 申込方法

以下のフリーダイヤルまで、ご連絡ください。

「処遇改善加算相談窓口」フリーダイヤル 0120-179-117

※毎週月・水・金(祝日を除く)9:30~16:30

※祝日と開催日が重なった場合は翌日に行います。詳しくは下記の東京都社会保険労務士会のホームページに掲載されている、開催日カレンダーをご覧ください。

URL: https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syogukaizenkasan/

○ 「日本版 BPSD ケアプログラム」アドミニストレーター研修の御案内

お知らせ

東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して開発した、認知症の行動・心理症状(BPSD)の改善が期待される「日本版BPSDケアプログラム」(以下「ケアプログラム」という。)の普及により、認知症ケアの向上に取り組んでいます。

このケアプログラムは、介護サービス事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、BPSD の症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするものです。

この度、オンラインシステムを利用するために必須となる「アドミニストレーター研修」(e ラーニング)を開催しますので、ご参加を希望の方は、お申し込みください。

※ケアプログラムの詳細は、東京都ホームページを御覧ください。

<東京都 HP(事業概要)>

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/index.html

【形式】**eラーニング研修**(標準所要時間 4 時間)

【目的】介護サービス事業所等の職員が、ケアプログラムを実践するための「アドミニストレーター」として、必要な知識及び技術を習得する。

【開講期間】**令和4年8月22日(月)～令和4年9月23日(金)**

【対象】下記の3条件を**全て満たす**介護サービス事業所及び介護保険施設等の職員

- ① 東京都内に所在する事業所等であること。
- ② 令和4年4月15日時点でケアプログラムを利用していない区市町村に所在する事業所等であること。
※ ケアプログラムを利用している区市町村に所在する場合は、区市町村が実施するアドミニストレーター研修をご受講ください。利用している区市町村の一覧は、東京都ホームページからご確認ください。
- ③ アドミニストレーター研修修了後、下記日程で実施するフォローアップ研修に参加できる者であること。

<フォローアップ研修日程(全2日間・ZOOM によるオンライン形式)>

1日目: 10月5日(水曜日)午後2時から午後4時まで

2日目: 11月18日(金曜日)午後2時から午後4時まで

※参加人数によっては時間帯が変更になる場合もあります。

【定員】**10名程度**(申込み多数の場合は、地域のバランス等を考慮の上、受講者を決定します。)

【費用】無料

【申込方法】東京都ホームページ上の参加申込フォームから、**【8月8日(月曜日)】**までにお申し込みください。

<東京都 HP(研修案内)>

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/administrator/index.html

【お問い合わせ先】

東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課 認知症支援担当

TEL 03-5320-4277

